

有効期間 10年（令和13年12月31日まで）

令和3年12月23日

交通部各課・隊長
様
各警察署長

交通部長
（交通規制課）

家畜伝染病予防法等に基づく防疫措置に係る道路使用許可申請の
取扱いについて（通達）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「予防法」という。）等に基づく防疫措置に係る道路使用許可申請の取扱いについては、「新型インフルエンザ等の発生時における交通規制について」（平成23年2月10日付け広交規第133号。以下「前通達」という。）により取り扱っているところ、この度前通達の有効期間満了に伴い、内容を見直し、令和4年1月1日から次のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

1 道路使用許可申請に対する取扱い

予防法、予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び農林水産大臣により示された特定家畜伝染病防疫指針等（以下「予防法等」という。）に規定された家畜伝染病のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ等（以下「伝染性疾病」という。）が発生し、防疫措置のために県又は市町が消毒・検問ポイントを設置する場合の道路使用許可申請手続については、事態の緊急性を鑑み、以下のとおり対応すること。

(1) 取扱い要領

消毒・検問等を実施するため、移動制限区域境界付近の道路上に消毒・検問ポイントを設ける場合において、通常道路使用許可申請手続を行う暇がない場合は、一次的に、口頭、電話、FAX等の方法により

- 道路を使用する者の住所、氏名、連絡先等
- 道路使用の目的

- 道路使用の場所又は区間
- 道路使用の期間
- 道路使用の方法又は形態
- その他参考事項（現場責任者及び緊急連絡先等）

を通知させて、「道路使用許可取扱要領の制定について」（令和3年8月20日警察本部長通達）第4の7に準じて申請があったものとして取扱い、受理した警察署長等は、交通の安全と円滑への影響等を迅速かつ的確に判断し、許可条件や指導事項について口頭、電話、文書等適切な方法で通知をすること。ただし、道路使用許可申請書については、後日、確実に提出をさせること。

(2) 防疫活動等の態様に応じた道路使用許可の取扱い

ア 発生場所に通じる道路における通行回避措置を行うとき

看板、ポール、カラーコーン等を設置して通行回避措置を行う場合には、道交法第77条第1項第1号（工事又は作業）及び同項第2号（工作物の設置）の規定による道路使用許可で対応する。

イ 消毒液を噴霧する場合

道路において消毒液を噴霧して車両消毒をする場合には、道交法第77条第1項第1号（工事又は作業）の規定による道路使用許可で対応する。

ウ 消毒マット等を設置する場合

道路に車両消毒用のマットを設置する場合には、道交法第77条第1項第1号（工事又は作業）及び同項第2号（工作物の設置）の規定による道路使用許可で対応する。

エ くぼ地に消毒槽を設置する場合

道路のくぼ地を利用して消毒槽を設けて車両を消毒する場合には、道交法第77条第1項第1号（工事又は作業）の規定による道路使用許可で対応する。

(3) 留意事項

ア 取扱いの周知徹底

本件について、円滑な事務手続きが行われるよう、関係機関にあらかじめ周知徹底を図るとともに、緊密に連携し、消毒・検問箇所等の把握に努めること。

イ 報告連絡の実施

関係機関から本件にかかる道路使用許可申請があった場合は、交通部交通規制課に即報すること。

2 その他

伝染性疾病が発生した際に、県又は市町が講ずる通行の制限又は遮断については、家畜伝染病予防法に基づき行われるもので、道路使用許可がその根拠にはならないことに留意すること。